8-8-59

婦人少年行政について

昭和58年度

労働省婦人少年局

目　　次

第１　婦人少年行政の組織及び予算 …… 1

第２　男女の機会と待遇の平等促進と環境条件の整備 … 3

第３　勤労青少年対策 …… 17

（参　考）

労働省設置法（抜粋） …… 26

婦人少年室の名称、位置及び管轄区域に関する政令 …… 27

労働省組織令（抜粋） …… 28

婦人少年行政組織図

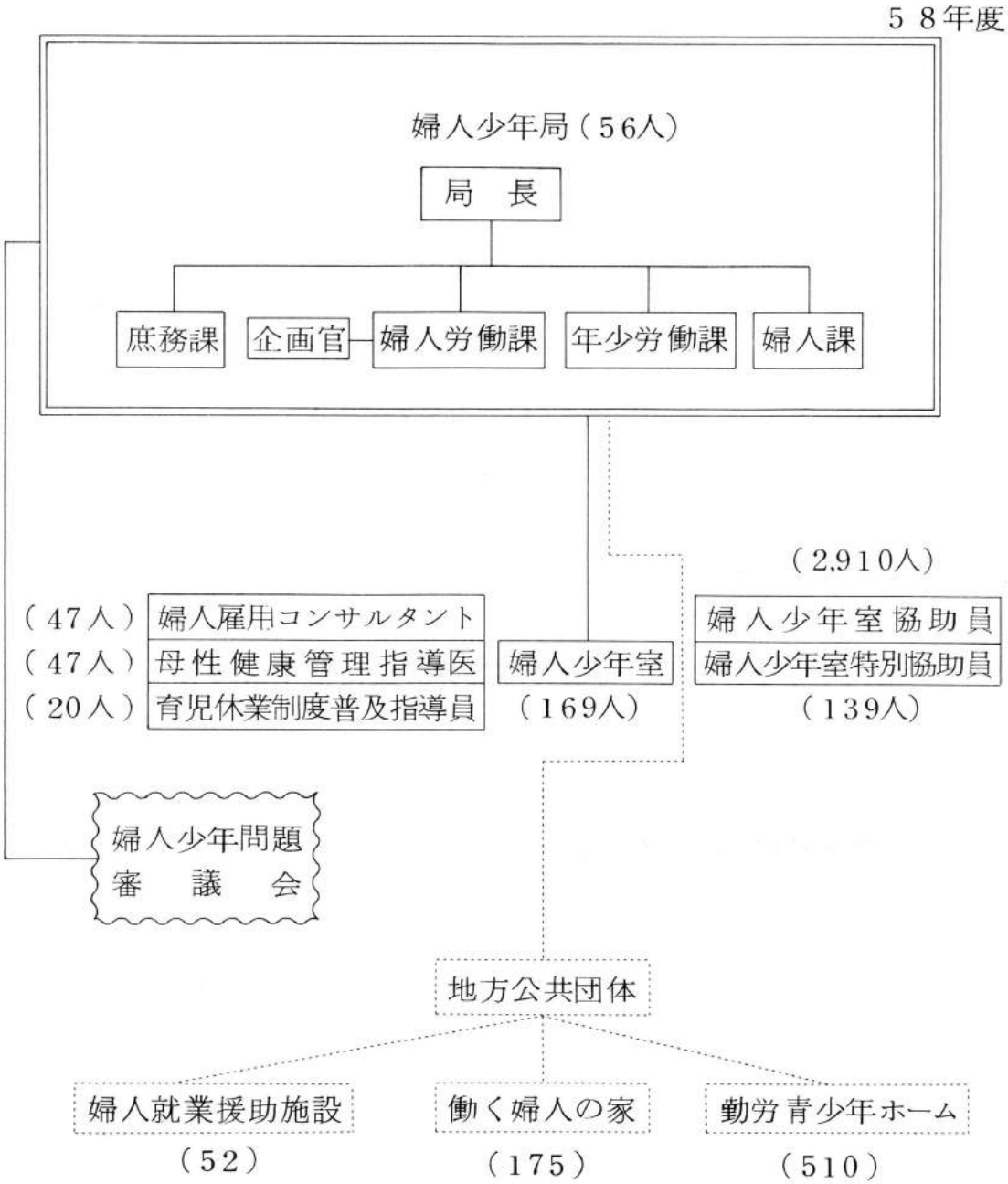
58年度
婦人少年局（56人）
局　長
庶務課
企画官
婦人労働課
年少労働課
婦人課
（2,910人）
（47人）婦人雇用コンサルタント
（47人）母性健康管理指導医
（20人）育児休業制度普及指導員
婦人少年室
（169人）
婦人少年室協助員
婦人少年室特別協助員
（139人）
婦人少年問題審議会
地方公共団体
婦人就業援助施設
（52）
働く婦人の家
（175）
勤労青少年ホーム
（510）

第1　婦人少年行政の組織及び予算

1　組　織

婦人少年行政を運営するため、労働省に婦人少年局、その地方支分部局として都道府県ごとに婦人少年室が設置されている。

また、婦人少年行政の円滑な運営に資するため、労働大臣の委嘱により、婦人少年室に婦人少年室協助員、婦人少年室特別協助員等が置かれている。

2　婦人少年問題審議会

労働大臣の諮問に応じ、婦人少年問題並びに勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の施行及び改正に関する事項を調査審議し、必要な事項を労働大臣及び関係行政機関に建議するため、附属機関として婦人少年問題審議会が置かれている。

審議会は、三者構成で、委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び婦人少年問題について学識経験のある者のうちから労働大臣が任命し、審議会は、婦人労働問題、年少労働問題、婦人問題のそれぞれの事項を調査審議するための婦人労働部会、年少労働部会及び婦人問題部会から構成されている。

3　予　算

婦人少年行政予算は、次のとおりである。

（単位　千円）

事　　項	昭和58年度
1.　雇用における男女の機会と待遇の平等促進とそのための環境条件の整備	820,941
2.　勤労青少年福祉対策の推進	141,010
3.　勤労婦人及び勤労青少年福祉施設の拡充	1,201,319
4.　婦人少年行政機能の整備充実	906,968
合　　計	3,070,238

第２　男女の機会と待遇の平等促進と環境条件の整備

１　婦人の現状

近年、経済社会の発展と相まって、平均寿命の伸長（婦人の０歳余命は昭和２５年６１.５歳、昭和５６年７９.１歳）、出生率の低下（昭和２５年人口千対２８.１、昭和５６年人口千対１３.０）、教育水準の向上（女子の高校進学率昭和30年４7.4％、昭和５７年９５.５％、４年制大学進学率昭和３０年2.４％、昭和５７年１２.２％）等の現象が続く中で、婦人の生活は大きく変化し、職場、地域社会における各種の活動に参加する婦人やそれを求める婦人（女子無業者の就業希望率昭和40年２0.8％、昭和５４年３４.４％）が増加している。

また、１５歳以上女子人口は4,６８７万人（昭和５７年「労働力調査」）であるが、農林、非農林業に従事する女子就業者数は、昭和５７年現在2,２００万人（農林業２５６万人、非農林業 1,９４５万人）にのぼり、その１３.５％が自営業主、２２.０％が家族従業者、６４.５％が雇用者（非農林業についてだけみると自営業主１２.５％、家族従業者１４.９％、雇用者７２.４％）となっている。

特に女子雇用者は、昭和５７年現在1,４１８万人にのぼり（全雇用者の約３分の１）、昭和３５年（７３８万人）に比べると1.９倍となっている。

これらの女子雇用者の増加は、中高年齢層、既婚婦人の増加によるところが多く、既婚者は女子雇用者の約３分の２を占め、従来に比べると女子雇用者の平均年齢、平均勤続年数も伸長している。

また、専門的技術的職業従事者の増加など女子の就業分野も拡大し、今後、経済社会の発展に対する婦人の役割が増大するとともに、婦人の生活の中で職業の占める比重もますます大きくなってくると思われる。

2　男女の機会と待遇の平等促進と環境条件の整備

国連婦人の１０年最終年を２年後に控え、「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標」（以下「後期重点目標」という。）の達成を目指すとともに、婦人差別撤廃条約の批准のための条件整備を図るため、男女の機会と待遇の平等促進と環境条件の整備に関する諸施策を展開する。

(1)　国連婦人の１０年後半期における啓発活動の展開

国連婦人の１０年最終年を２年後に控え、後期重点目標の残された課題の見直しとその達成に向けて、各方面における活動が一層活発に展開され、男女平等とこれに基づくあらゆる分野への男女双方の参加が促進されるよう次の施策を実施する。

イ　婦人週間の実施

国連婦人の１０年の残された課題の達成に向け、国民１人１人があらゆる分野において積極的に活動を展開することが期待されることから、第３５回婦人週間は、男女の参加の在り方になお偏りが著しい現状の改善を図るため、「あらゆる分野への男女の共同参加 － 婦人の１０年の目標『平等・発展・平和』達成をめざして － 」をテーマとし、①社会生活における婦人の政策・方針決定への参加をさらに進める、②家庭生活への男性の理解と関心をさらに高める、を活動の重点として実施する。

ロ　日本婦人問題会議の開催

婦人問題に関する調査、研究、実践等についての個人、団体等の自発的活動を促進し、これらの諸活動の成果の発表、討論を行うため、第８回日本婦人問題会議を開催する。

ハ　婦人の地位向上会議の開催等

後期重点目標の残された課題の見直しとその達成に向けて、関係行政機関、団体等が各地域における諸活動をいかに進めるかを検討するとともに、これらの活動を効果的に行うことを促すため、婦人の地位向上会議を開催する。

また、婦人の政策決定参加を促進する特別活動を更に推進し、その実現を促す。

更に、５月２４日の「売春防止法制定の日」を中心とし

て実施される「社会の風紀環境を浄化する運動」を関係行政機関等との連携の下に実施するなど売春防止に関する啓発を行う。

(2) 雇用における男女平等促進対策の推進

国内行動計画及び後期重点目標に掲げている雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の実現を図り、婦人差別撤廃条約批准のための条件整備を進めるため、法的整備についての検討を進める。併せて、雇用における男女の機会均等の実現に向けて、社会的基盤の整備を図るため、雇用における男女平等に対する認識を高めるよう啓発指導を実施するとともに、男女別定年制等の解消、同一労働における男女同一賃金の原則の徹底をはじめとする婦人の雇用管理改善のため次の施策を推進する。

イ 男女の機会均等及び待遇の平等を確保するための法的整備についての検討

男女平等問題専門家会議の報告を踏まえ、婦人少年問題審議会等関係審議会において、雇用における男女の機会均等と待遇の平等を確保するための諸方策について法的整備も含めて審議を進める。

ロ 男女別定年制等の解消

男女別定年制等の解消については、これまでの改善状況

を踏まえ、高齢化の進展に対応した定年延長の動き、男女差別撤廃への内外の積極的な動向等を勘案しつつ、本年度も引き続き積極的に行政指導を展開する。

ハ　婦人の雇用管理に関する改善指導

(イ)　婦人の雇用管理改善のための啓発指導

同一労働における男女同一賃金の原則の徹底等雇用における男女の機会均等と待遇の平等を促進するため婦人の雇用管理全般について、その改善を図るため、各室に配置されている婦人雇用コンサルタントの活用等により、事業主、勤労婦人その他関係者に対し、必要な啓発、相談指導を行う。

この場合、男女平等問題専門家会議からの報告において、社会通念や男女の平均的な就業実態の差を理由とする男女異なる取扱いは妥当性がないとされた考え方を指針として活用し、使用者がその雇用管理の在り方を見直し、再検討するよう啓発指導を行う。

また、婦人の雇用管理全般についての改善に資するため、本年度から、婦人労働者の採用、配置、昇進・昇格、教育訓練、退職などの雇用管理の方法や事例等を体系的、総合的に解説した「女子雇用管理ハンドブック」を業種別に作成する。

(ロ) 四年制大卒女子の就職問題に関する啓発指導

四年制大卒女子については、女子の教育水準の向上を反映してその数が増加するとともに、就職希望率も高まっているにもかかわらず、これを受け入れる企業の体制は十分整備されているとはいえず、男子と等しい雇用機会が与えられているとは言い難い状況にある。

このため、企業に対し、雇用管理を改善し、四年制大卒女子を積極的に活用するよう要請するとともに、四年制大学に在学する女子で就職を希望する者に対し、職業意識の向上を図るための啓発指導等を行う。

ニ 婦人労働旬間の実施

雇用における男女平等についての認識を高めるため、「雇用における男女の機会均等と待遇の平等を促進する」を目標に、婦人労働旬間（１０月２１～３１日）を実施し、労使、社会一般に対する行政指導、啓発指導を集中的に行う。

(3) 勤労婦人の母性健康管理対策の推進

有配偶勤労婦人の増加等に伴い、勤労婦人の妊娠中及び出産後の健康管理に対する配慮の重要性が高まっているので、労働基準法上の母性保護の徹底を図るとともに、勤労婦人福祉法に基づき母性健康管理対策を推進する。また、妊娠出産機能をもつことに係る母性の保護の在り方についての検討を

進める。

イ　労働基準法上の母性保護

労働基準法上の母性保護については、実態の把握に努めるとともに、労働基準監督機関との連携の下に必要な啓発、指導を行い、その遵守を図る。

ロ　母性健康管理対策の推進

勤労婦人福祉法に基づき定められた母性健康管理指導基準により、事業主に対して、妊娠中及び出産後の勤労婦人が母子保健法に基づく保健指導等を受けるために必要な時間の確保、保健指導等に基づく指導事項を守るための措置等について配慮するよう指導を行う。

これらの指導の効果的浸透を図るために、各室に配置されている母性健康管理指導医の有効な活用を図ることにより、母性健康管理に関する相談指導を強化する。また、母性健康管理推進者未設置の事業場に対し、母性健康管理推進者の設置勧奨を行い、その資質向上のためのセミナーを実施するとともに、母性健康管理推進者を新たに設置した事業場等に対しては、母性健康管理に関する自主点検を実施するよう指導する。

(4)　育児休業制度の普及

有配偶勤労婦人の増加等に伴い、勤労婦人にとって負担が

大きい育児と職業生活との調和を図ることが重要な問題となっている。このため、乳幼児を有する婦人労働者が子供を健全に育てつつ職業が継続できるよう、育児のため休業した後復職できる育児休業制度の普及が強く求められている。

勤労婦人福祉法において育児休業に関する規定が設けられ、その実施について事業主に努力義務が課されているが、その普及率は、なお低い水準にあるので、婦人労働者の地位の向上と福祉の増進を総合的に図るという観点から、今後一層行政指導を強化し、その普及促進を図るとともに、法的整備についての検討を進める。

イ　育児休業に関する法的整備についての検討

乳幼児を育てながら働く婦人が増加していることに伴い、育児休業請求権の法制化に対する要望が高まっていることから、婦人少年問題審議会において、雇用における男女の機会均等及び待遇の平等を確保するための諸方策についての検討と併せて、育児休業に関する法的整備についての検討を進める。

ロ　育児休業制度の普及

雇用保険法に基づいて一定の要件を備えた育児休業制度を新たに導入する企業に対して支給する「育児休業奨励金」（中小企業３８０,０００円、大企業３３０,０００円）及び

民間医療施設等に雇用される看護婦等で育児休業を取得するものに労働社会保険料の被保険者負担分に相当する額以上の賃金を支払う等一定の要件を備えた企業に対し支給する「特定職種育児休業利用助成給付金」（育児休業取得勤労婦人１人１カ月当たり5,３２０円）の活用により、育児休業制度の一層の普及が図られるよう行政指導を強化する。

また、本年度も６月１日から１０日までを育児休業制度普及促進旬間とし、集中的に育児休業制度の普及促進を図る。

更に、育児休業制度普及指導員を新たに５室（昭和５７年度末現在１５室）に配置し、育児休業制度に関する相談、指導体制の充実を図る。

ハ　企業内保育施設の整備拡充

企業内保育施設は、勤労婦人の福祉の増進のため有効であるので、事業主に対して、雇用促進事業団の行う「福祉施設設置資金貸付制度」及び「託児施設遊戯用具購入資金貸付制度」の利用勧奨により、企業内保育施設の整備・拡充を図る。

(5)　婦人のライフサイクルを踏まえた再就職援助対策等の推進

婦人の多様な就業ニーズに対応し、就業に関する環境諸条件の整備を図るため、再雇用制度等の就業に関する検討を進

めるとともに、パートタイム就労についての啓発指導、婦人就業援助施設における事業の充実、婦人労働能力活用事業の推進、母子家庭の母等就業援助対策の推進、働く婦人の家の拡充等を図る。

イ　婦人のライフサイクルを踏まえた就業に関する検討

かつて若年未婚者が中心であった女子雇用者も、長期間勤続し職場でのキャリアを形成していく者、結婚あるいは出産時に一時退職し育児負担が軽くなった時に再就職する者などその就労パターンは多様化している。

このような婦人のライフステージに応じた多様な就業ニーズに対応し、就業に関する環境条件の整備を図るため、就業ニーズ、就業実態を把握しつつ再雇用制度等の就業に関する検討を進める。

ロ　パートタイム就労についての啓発指導

最近、家庭の主婦層を中心に増加が著しい女子パートタイム労働者について、その雇用の安定や労働条件の確保を図るため、関係行政機関との連携の下に、労働契約締結時にその内容を明確にすること、労働関係諸法規はパートタイム労働者に対しても適用されること等の周知徹底に努めるとともに、働く婦人の家及び婦人就業援助施設における事業については、パートタイム就労希望者の増加に配慮し

たものとなるよう運営指導を行う。

また、パートタイム就労を希望する婦人の円滑な就職を促進するため、関係行政機関との連携の下に、パートタイム就労希望者を対象に職業に関する情報、知識を付与するための講習を勤労婦人の生活講座等で実施する。

ハ　婦人就業援助施設における事業の推進

就業を希望する婦人に対し、就業に関する広範な相談、指導を適切に行うため、相談機能の充実を図るとともに、就業に必要な技術講習等を実施することとしており、婦人就業援助施設においてこれらの婦人就業援助促進事業を行う地方公共団体に対し、その経費の一部を補助する。

ニ　婦人労働力活用事業の推進

婦人の社会参加を促進するとともに、婦人及び勤労者家庭の福祉の増進に資するため、近隣地域社会において会員相互間で軽易な老人・子供の世話、家事等の援助活動の一層の普及が図られるよう婦人労働能力活用事業を推進しており、本事業を実施する婦人団体に対し助成を行う。

ホ　母子家庭の母等就業援助対策の推進

夫の不慮の事故等により緊急に就業を必要とする母子家庭の母等は、職業経験が乏しく、また、長期にわたり職業を中断している者が多いので、関係行政機関との連携の下

に、次の施策を実施する。

(イ) 就業に関する相談及び技術講習等の実施

母子家庭の母等に対し、婦人就業援助施設において、就業に関する広範な相談、指導を行うとともに、就業に必要な技術講習等を実施する。

なお、技術講習を受講する母子家庭の母等に対し、受講を容易にするため、受講旅費を支給する。

(ロ) 母子家庭の母等就業援助促進活動の実施

母子家庭の母等就業援助対策については、本年度においても、職業訓練、特定求職者雇用開発助成金の充実のほか、職場適応訓練の実施、寡婦等職業相談員の増置等、前記施策を含む諸対策が強化されることとなるので、そのより効果的な推進を図るため、母子家庭の母等及び事業主に対し、母子家庭の母等の就業援助制度の周知を図るとともに、母子家庭の母等の就業について社会一般の理解と協力を促すため、関係行政機関、団体等との連携の下に、母子家庭の母等就業援助促進活動を実施する。

ヘ 働く婦人の家の拡充等

働く婦人の家は、勤労婦人に対する各種の相談・指導、講習、休養・レクリェーションのための便宜の供与等の総合的な福祉事業を行う施設として、地方公共団体が設置す

るものであり、昭和５７年度末現在国の補助を受けて設置されたものは１５７所となっており、本年度更に１８所増設する予定である。

働く婦人の家の運営については、従来から「働く婦人の家の設置及び運営について望ましい基準」（昭和４９年労働省告示第５２号）等に基づき、適正かつ効果的な運営がなされるよう指導しているところであるが、本年度においても、近年の働く婦人の家に対する需要と機能強化への期待の増大を踏まえ、働く婦人の家が施設本来の目的に沿って設置運営され、なお一層の利用が促進されるよう指導を強化する。

また、勤労婦人の職業と家庭生活の調和の促進及び勤労婦人の健康管理対策の推進に資するため、働く婦人の家において勤労婦人の生活講座を実施する。

更に、働く婦人の家の効果的な運営を図をため、働く婦人の家館長及び地方公共団体職員等を対象とする勤労婦人福祉施設行政連絡会議並びに働く婦人の家指導員資格講習会を開催するとともに、働く婦人の家館長・指導員相談事例研修会をブロック別に開催する。

6　国際協力の推進

国連婦人の１０年最終年を２年後に控え、婦人の地位向上及

び男女平等の実現は、国際的課題であることから、国際社会において我が国の果たすべき役割に対する期待も以前にも増して高まっている状況の中で、引き続き国際協力を積極的に推進する。

イ　国際会議への参加、協力

男女の機会均等の見直し等を課題とするＯＥＣＤ「経済における婦人の役割に関する作業部会」に積極的に参加、協力する。

また、我が国は、国連婦人の地位委員会において引き続き１９８１年から８４年までの任期の委員国を務めており、１９８４年に開催が予定されている「第３０回婦人の地位委員会」に参加する予定である。

更に、「国連婦人の１０年」１９８５年世界会議のためのエスカップ地域準備会議を１９８４年当初に東京で開催する予定であることから、その実施に当たり積極的に参加、協力する。

ロ　婦人関係行政セミナーの実施

開発途上諸国の婦人の地位向上に資するため、国際協力事業団が行う海外技術援助計画の一環としての研修員受入れ事業に協力して、開発途上諸国における婦人行政官を対象とする婦人関係行政セミナーを実施する。

第３　勤労青少年対策

１　勤労青少年の現状

１５歳以上２５歳未満の青少年人口及び青少年労働力人口は、昭和５７年には、それぞれ1,６００万人、７０２万人となっている。そのうち、就業者数は６７１万人で同年齢総人口の41.9％に当たり、その9.9％は第１次産業に、３0.1％は第２次産業に、６7.4％は第３次産業に従事している。これらの青少年就業者のうち雇用労働者の占める割合は年々上昇し、昭和５７年では、９3.0％（６２４万人）となっている。

また、労働基準法適用事業場において、年少者として特に保護を受ける１８歳未満の者は、昭和５６年で約２３万人である。

２　勤労青少年福祉対策の推進

国連において１９８５年を国際青年年と定め、それに向けて諸行動をとることが各国に要請されており、また、今日の我が国を取り巻く厳しい諸情勢の中で、勤労青少年が活力ある社会の担い手として、また、国際化時代にふさわしい青少年として成育するよう、その健全育成を図ることが要請されている。このため、本年度は、第３次勤労青少年福祉対策基本方針を基に、本年の勤労青少年の標語「国際化　高齢化　担うは若い力と心－'８５　国際青年の年に向けて－」を強調しつつ、勤労青少年の健全育成のための諸施策を積極的に推進する。

(1) 勤労青少年の健全育成

今日、経済成長の減速化、急速な高齢化社会への移行が進む中で、勤労青少年が活力ある社会の担い手として、また、国際化時代にふさわしい青少年として成育するようその健全育成を図る必要がある。

また、１９８５年が国連で定められた国際青年年であることにかんがみ、本年度は国際青年年について広報啓発活動を行うとともに、諸事業の実施に当たってもその趣旨を生かして実施する等、国際青年年に向けて勤労青少年の健全育成に関する諸施策を展開する。

イ 勤労青少年ホームの拡充等

勤労青少年ホームは、勤労青少年に対する各種の相談・指導、レクリエーション、クラブ活動その他余暇活動のための便宜の提供等の総合的な福祉事業を行う施設として、地方公共団体が設置するものであり、昭和５７年度末現在国の補助を受けて設置されたものは４８８所となっており、本年度は更に２２所増設の予定である。

勤労青少年ホームの運営については、従来から「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」（昭和４８年労働省告示第３６号）等に基づき、適切かつ効果的な運営がなされるよう指導しているところであるが、本

年度においても、勤労青少年のニーズの多様化に十分対応し得るよう、また、勤労青少年ホームが本来の目的に沿って設置運営され、なお一層の利用が促進されるよう指導を強化する。

ロ　「勤労青少年の日」を中心とした諸事業の展開

勤労青少年の福祉について、国民の関心と理解を深め、勤労青少年の意欲を高めるため、「勤労青少年の日」（７月１６日（土））を中心に、国及び地方公共団体において、この日の趣旨を生かしつつ、国際青年年に向けた諸事業を展開する。

ハ　勤労青少年の健全な余暇活動の促進

(イ)　スポーツ活動の振興

勤労青少年の心身のバランスある成育と健全な余暇活動の展開を促進する上で、自由時間におけるスポーツ活動の振興を図ることが極めて重要である。

このため、「勤労青少年スポーツ教室」を勤労青少年ホームにおいて開催し、スポーツ活動の日常化を促進するほか、全国勤労青少年マラソン大会が、本年で１０回目を迎えるためこれを記念して「第１０回全国勤労青少年１０マイルマラソン記念大会」として、長野県富士見高原において盛大に実施する。

また、勤労青少年の健康増進と相互の交流を促進し、その健全な育成を図るため、勤労青少年ホーム利用者等による「勤労青少年スポーツ交流会」をブロック別に開催する。

(ロ) 文化・教養活動等の振興

勤労青少年の職業生活の充実及び社会人としての資質を向上させるため、文化・教養活動等の振興を図る必要がある。特に、勤労青少年の社会的連帯感を醸成するためにボランティア活動等の社会参加活動を促進することは重要である。

このため、「勤労青少年教養講座」を勤労青少年ホームにおいて実施するとともに、「勤労青少年ジャンボリー大会」をブロック別に開催する。特に、勤労青少年教養講座の実施に当たっては、ボランティア活動等の社会参加活動を促進することに配慮する。

(ハ) クラブ活動の振興

勤労青少年が協調性を身につけ、交友関係を広げる上で、クラブ活動の振興を図ることは極めて有意義なことである。

このため、「勤労青少年クラブ・レクリェーション交流会」及び「勤労青少年クラブ体験等発表会」を実施す

る。

ニ　国際青年年に向けての広報啓発活動

国連においては、１９８５年を「参加・開発・平和」をテーマとする国際青年年とすることを決定し、１９８２～８５年を行動期間と定めて、各国に対し、国際青年年に向けての諸事業を実施することを要請している。

このため、国際青年年を意義あるものとし、国際青年年を契機として勤労青少年の福祉の一層の向上を図るため、勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者等の活用により、関係機関、事業主、勤労青少年に対し趣旨の周知、情報提供及び啓発活動を積極的に行う。

ホ　魅力ある職場づくりの促進

勤労青少年の安易な離転職の多くは、その職場が勤労青少年にとって魅力ある職場か否かにかかっていることにかんがみ、職場参加制度、職業能力開発機会の確保等の諸制度について、勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者等の活用により事業主団体、事業主、勤労青少年等に対し普及を図る等、魅力ある職場づくりを積極的に推進する。

ヘ　勤労青少年の国際交流の促進

国際化が進展しつつある中で、次代を担う勤労青少年を国際感覚豊かな職業人として育成することが極めて重要で

ある。

このため、国、地方公共団体等が実施する国際交流事業に広く勤労青少年が参加できるよう勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者及び関係機関を通じて事業主及び勤労青少年に周知を図る等、勤労青少年の国際交流の気運の醸成に努める。

ト　職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮

職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対し、時間等の確保について十分な配慮がなされるよう、婦人少年室協助員、勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者等の活用により、事業主等に対し指導を行う。

(2)　勤労青少年指導者の養成及び活動の促進

勤労青少年の健全な成育を促す上で、勤労青少年の職場内外の生活について適切な指導、援助等を行う指導者の果たす役割は重要である。

このため、優秀な指導者の養成・確保に努めるとともに、勤労青少年指導者相互の連携の強化等により、その効果的な活動を促進する。

イ　勤労青少年指導者大学講座の実施

勤労青少年や各種勤労青少年指導者を指導する高度の指導能力を備えた指導者を養成するため、「勤労青少年指導

者大学講座（教育期間1年間）を実施する。

ロ　勤労青少年ホーム指導員資格講習会等の開催

勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームにおいて、勤労青少年ホームの有効・適切な運営のための中核となり、勤労青少年の職場生活・余暇生活等に関する相談・指導等を行う者であるが、その資格を付与するとともに、その資質の向上を図るため、勤労青少年ホーム指導員資格講習会を開催する。

また、勤労青少年ホーム館長・指導員相談事例研修会をブロック別に開催する。

ハ　勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員活動の促進

企業内における勤労青少年の福祉増進を図るため、一定規模以上の事業場に置かれる勤労青少年福祉推進者及び中小企業団体に置かれる勤労青少年福祉員の活動を促進する。

勤労青少年福祉推進者については、その資質の向上を図るための講習会を開催するほか、勤労青少年福祉推進者相互の連携を深めるとともに、地域的な事業等を推進するための連絡協議会の設置を促進する。

勤労青少年福祉員については、その適切な選任が行われるよう配慮しその資質の向上を図るための講習会を開催するほか、勤労青少年福祉員相互の連携を深めるとともに、

地域的な事業等を効果的に推進するための連絡協議会の設置と活動の促進を図る。

なお、これらの者の活動を促進するに当たっては、本年度は、勤労青少年の職場生活の充実に重点を置くこととする。

ニ　勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、勤労青少年福祉員等の勤労青少年福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年の福祉に関する諸問題について総合的な研究討議を行うため、国際青少年の趣旨に沿って「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催する。

ホ　勤労青少年指導者会議の開催

勤労青少年指導者として活躍している勤労青少年ホーム館長・指導員、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員の三者が、勤労青少年ホームを中心としてその連携を図ることにより効果的な活動を展開できるよう、「勤労青少年指導者会議」を開催する。

(3)　年少労働者保護対策の推進

年少労働者保護対策については、労働基準監督機関との連携の下に事業主等に対し必要な指導を行うこととし、特に、アルバイト就業について、労働基準法に定める最低年齢の厳

守、年齢証明書の備え付け、労働条件の明示等が徹底されるよう、学校、事業主、事業主団体等に対し、指導啓発等を行う。

（参　考）

○　労働省設置法（抜粋）

（婦人少年局の事務）

第９条　婦人少年局においては、左の事務をつかさどる。

一　婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること。

二　児童の使用禁止に関すること。

三　勤労婦人福祉対策基本方針を定めることその他勤労婦人福祉法（第７条及び第８条の規定を除く。）の施行に関すること。

四　勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年福祉法（第8.条から第１１条までの規定を除く。）の施行に関すること。

五　家族労働問題及び家事使用人に関すること。

六　前各号に掲げるものの外、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。

七　労働者の家族問題に関すること。但し、法律に基づいて他省の所掌に属せしめられたものを除く。

八　婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基づいて、その所掌に属せしめられた事務を行うことを防げるものではない。

（その他の附属機関）

第１３条　次の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名　　称	目　　的
（略）	（略）
婦人少年問題審議会	労働大臣の諮問に応じ、婦人少年問題並びに勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の施行及び改正に関する事項を調査審議すること。
（略）	（略）

（婦人少年室）

第１７条の２　婦人少年室は、都道府県ごとに置かれるものとし、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

２　婦人少年室は、第９条各号に掲げる事務をつかさどる。

３　婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。

○　婦人少年室の名称、位置及び管轄区域に関する政令

（名　称）

第１条　婦人少年室の名称は、その置かれる都道府県の名を冠する。

（位　置）

第２条　婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。

（管轄区域）

第３条　婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。

○　労働省組織令（抜粋）

第四節　　婦人少年局

（婦人少年局の分課）

第２４条　婦人少年局に左の四課を置く。

庶　務　課

婦人労働課

年少労働課

婦　人　課

（庶　務　課）

第２４条の２　庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一　婦人少年局の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。

二　婦人少年局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。

三　婦人少年問題審議会に関すること。

四　婦人少年局の所掌に係る事務の監察に関すること。

五　前各号に掲げるものの外、婦人少年局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

（婦人労働課）

第２５条　婦人労働課においては、左の事務をつかさどる。

一　婦人労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。

二　勤労婦人福祉対策基本方針を定めることその他勤労婦人福祉法（昭和４７年法律第１１３号）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三　家事使用人に関すること。

四　婦人の家事サービス労働についての相談に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。

六　婦人労働者問題に関する調査及び啓もうに関すること。

（年少労働課）

第２６条　年少労働課においては、次の事務をつかさどる。

一　年少労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。

二　児童の使用禁止に関すること。

三　勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年福祉法（昭和４５年法律第９８号）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

四　前三号に掲げるもののほか、年少労働者に特殊な労働問題に

関すること。

五　年少労働者問題に関する調査及び啓もうに関すること。

（婦　人　課）

第２７条　婦人課においては、左の事務をつかさどる。

一　婦人の地位の向上その他婦人問題に関する連絡調整に関すること。

二　労働者の家族問題に関すること（法律に基づいて他省の所管に属せしめられた事務を除く。）。

三　家族労働問題に関すること。

四　婦人の内職についての相談に関すること。

五　婦人の地位の向上その他婦人問題に関する調査、啓もう及び相談に関すること。